

「スペシャルオリンピックス」試論

—スペシャルオリンピックスの原点、特徴、社会的意義と課題についての今後の
調査研究並びにパラリンピック、デフリンピックなどとの比較研究の促進のために—

小倉和夫

はじめに

国際オリンピック委員会（IOC）が正式に「オリンピック」の名を冠してよいと認可した障がい者スポーツの国際総合競技大会としては、パラリンピック、デフリンピック、スペシャルオリンピックスの3大会（あるいは大会も含めた一連の活動と組織）が存在する。

しかしながら、我が国においては、体験談や青少年への啓蒙書をのぞけば、スペシャルオリンピックスについての包括的解説書は、ほぼ存在せず、また調査研究も、知的障がい者の自立や社会的共生に関する研究の一環として論じられることはあっても、スペシャルオリンピックスの歴史、内容、効果、課題について包括的に分析されたものはあまり見受けられない。

日本財団パラリンピックサポートセンターパラリンピック研究会は、これまで、パラリンピックの調査研究、そして、その関連で、オリンピックとの比較研究を行ってきたが、パラリンピックには知的障がい者も参加していることにも鑑み、比較の意味も兼ねて、ここにスペシャルオリンピックスに関して、その歴史、内容、課題などについて、これまでの日本および北米における研究を参考にしながら今後の研究課題を見極める意味で、ここに「試論」としてとりまとめたものである。

なお、この調査研究には、パラリンピック研究会所属の中村真博研究員の協力を仰いだのでここに特記しておきたい。

1. スペシャルオリンピックスの原点

スペシャルオリンピックスの原点について、1994年、スペシャルオリンピックス日本（2001年にNPO法人化）の設立の中心人物の一人であった細川佳代子は、その回顧録の中で、大略次のように説明している。

スペシャルオリンピックスは、J・F・ケネディの妹ユニス・ケネディ・シュライバー

によって、1968年に創設された。ケネディ家には9人の子どもがいたが、長女のローズマリーは知的障がい者だった。両親は長くこのことを世間に隠していた。しかしユニスは、1962年、前年に大統領に就任していたJ・F・ケネディとも相談の上、その事実をサタデー・イブニング・ポスト誌への寄稿「知的発達障害者に希望を」¹⁾において公表し、同年、米国メリーランド州の自宅で「シュライバーキャンプ」と呼ばれる知的障がいのある子どもたちのためのデイキャンプを始めた。ユニスは、ジョセフ・P・ケネディ Jr.財団(The Joseph P. Kennedy Jr. Foundation)の支援を得て活動を広め、1968年7月、シカゴで第1回スペシャルオリンピックス国際大会を開催し、その会場で、スペシャルオリンピックスの設立を発表した²⁾(注1)。

ここには、スペシャルオリンピックスの原点を探る上で要となる三つの要素が暗示されている。一つ目は、ユニス個人の信念と行動力、二つ目は、ケネディ大統領の政治的支援、そして三つ目に、財政的支援などケネディ家全体の支援と周囲の人々の協力である。

こうした三つの要素のうち、一つ目のユニス個人の信念と情熱の背後には、もとより姉ローズマリーの影があった。ローズマリーは、生誕時に難産のせいで酸欠に陥り知的障がいを負ったが、その程度は当初はそれほど重くなく、彼女はテニスや水泳が上手であり、ユニスと欧州へ一緒に旅行し、スイスで登山を楽しむほどであった。しかし、20代になったころから粗暴な行動をするようになり、父親は、前頭葉白質の切除手術(ロボトミー)をローズマリーに施したが、その結果ローズマリーの症状は悪化し、結局施設で入院生活を送ることとなった³⁾。

姉のこうした姿がユニスに大きな影響を与え、知的障がい者への支援に彼女が乗り出す大きな契機となったとみられる。

同時に、ユニスが深い信仰心の持ち主であったことも(一時は、修道女になりたいと思っていたほどであったという)、ユニスの情熱を支えた一つの要素であったと思われる⁴⁾。また、ユニス自身が運動好きであり、そうした彼女の気質すべてが、スペシャルオリンピックスへと結び付いたといえよう。

しかし、ユニスのこうした信念や情熱が具体的な行動と結び付いた背景には、単に彼女の個人的意欲だけではなく、当時のアメリカにおける世論の動向とケネディ家をめぐる「政治」の渦があったのではなかろうか。

1950年代において既に米国では、ロード・アイランド出身の下院議員ジョン・フォガティや、ケネディ家とも親しかったボストン在住の枢機卿リチャード・カッシングなど、知的障がい者を取り巻く問題についての社会、政治運動を展開する人々がおり、現にそ

うした動きもあって1958年には、知的障がい者を教育訓練するための教師の養成に関する法律が制定されたほどであった⁵⁾。

こうした世論の動きにユニスの働きかけが重なって、ケネディ大統領は1961年10月、知的障がいに関する特別検討グループ（パネル）の設置を発表した。翌年パネルは、六つの分科会（タスクフォース）を設置して本格的検討に入った⁶⁾。

こうしたケネディ大統領と周辺の人々の動きには、知的障がい者に対する熱意に加えて、いくつかの政治的動機も影響していたとみられる。一つには、ケネディ大統領としては、ルーズベルトがポリオについて、また、アイゼンハワーが心臓病や癌治療に大きな足跡を残した例にも照らし、自分も大統領として医学ないし福祉分野で名を残したいという政治的野心があったとも考えられる⁷⁾。また、ユニスも含めケネディ家としては、知的障がい者の抱える問題への熱心な取り組みを世間に示すことによって、ケネディ家のやや貴族的ないしエリート臭さを薄めようとする政治的思惑も絡んでいたとみられる⁸⁾。

しかし、そうしたすべての動きの背後に、ケネディ家の良心と政治的配慮あるいは世間体との相克があったことも見落としてはなるまい。

そもそもケネディ家は、長くローズマリーの症状や状態について世間に対しては「偽装」を行い、ローズマリーは知的障がい者施設で介護を行っているなどと述べていたが、ケネディの大統領就任前後から、ローズマリーは脳性麻痺を病んでいると説明しはじめた⁹⁾。そうした事情やタイミングを考えると、1962年9月にユニスがサタデー・イブニング・ポスト誌上に、知的障がい者の置かれた状況の改善を訴える記事を載せ、その中でローズマリーについての真実を公表したのは、知的障がい者が抱える問題に大統領が真剣に取り組もうとするほど、自らの家族の一員が知的障がい者である事実を「隠す」ような言動をとるのは政治的に一貫性がないという批判をかわすためであったとも考えられる。言い換えれば、知的障がい者の存在を家族が「隠そうとする」傾向をなくしてゆくことが、この問題の社会的、政治的取り組みの第一歩であるという考えが、ケネディ家全体を動かしたともいえよう。

さらにいえば、知的障がい者が抱える問題についてのケネディ政権の取り組みが、その後、スペシャルオリンピックスへ発展していった裏には、ケネディ大統領の悲劇的な死が、ユニスのその後の努力を影ながら後押しする役割をになった側面も否定できない¹⁰⁾。

次に、財政的支援と周囲の協力についても触れなければならない。不動産投資などで財をなしたジョセフ・ケネディ（ケネディ大統領の父親）は、1945年5月、折から米国で高まっていた家族系財団設立ブームも背景となって、貧窮者や病弱者の教育や保護な

どの慈善事業のため、また、ケネディ家関係者の政治的、社会的活動を支援するための財団としてメルシエ財団を設立し、これが同年10月、ジョセフ・P・ケネディJr.財団となった¹¹⁾。1947年頃から、この財団の事実上のトップであったジョセフ・ケネディは、ボストンのカッシング枢機卿の影響もあり、知的障がい者への支援を財団が始めることを決定した¹²⁾。しかし、知的障がい者関連事業への財団の支援は、1957年においても財団の全支出の17%程度だったといわれる¹³⁾。それが、1960年には66%にまで拡大した裏には、折りからJ・F・ケネディやロバート・ケネディの政治活動が盛んになっていたことと関連していると考えられる(注2)。また、50年代後半からの知的障がい者についての米国議会における動きの活発化も、ケネディ家の姿勢に影響したと思われる。

さらに、ユニスが前述のサタデー・イブニング・ポスト誌への寄稿で述べているごとく、米国において、知的障がい者を施設に隔離するのではなく、そうした人々も何らかの形で参加できる活動を展開できるコミュニティーを作ることが大切であるとの考えに基づく試みが、コネチカット州などで行われるようになっており、そうした動きもシュライバー夫妻に影響を与えたものとみられる。

しかし、知的障がい者への支援を、施設や狭い地域を超えて、全国的な規模でのスペシャルオリンピックスムーブメントにまで発展させることは現実的ではないとする反対論も強かった¹⁴⁾。これに対し、シュライバー夫妻を始めとする何人かの人々は、1962年の時点で、知的障がい者のために、オリンピック並みの厳しいルールの下でスポーツ大会を開催する案を検討すべきという考えをもつに至った。その裏にはユニス自身も含め、関係者の間で次のような認識の広がりがあった。すなわち、知的障がい者に運動を奨励しても、それが単なる娯楽やレクリエーション的なレベルに止まるならば、知的障がい者はいわば「受動的」にスポーツを受け入れているに過ぎず、それをより積極的、意欲的態度へ変えて行くためには、体力や運動能力の測定に基づき、競争原理を導入したスポーツ活動が必要であるとの認識であった。そうした背景をもとに、1968年7月、シカゴにおける第1回スペシャルオリンピックス国際大会の開催が実現したのであった¹⁵⁾。

2. 日本におけるスペシャルオリンピックスの原点

日本におけるスペシャルオリンピックスの原点は、知的障がい者やダウン症児童の介護や教育に熱心に携わり、鎌倉でダウン症児童早期療養訓練施設「聖ミカエル学院」の理事長を務めていた山本貞彰元横浜教区司祭が、1979年に渡米した際にユニスと出会い、ユニスからスペシャルオリンピックスへの日本の加盟を勧められたことに始まるとされる¹⁶⁾。山本がそのための活動を開始する過程で、それに呼応したのが、1974年米国に留

学し、スペシャルオリンピックスムーブメントに感銘を受けて帰国し、関東学院大学で教鞭をとっていた鈴木秀雄であった¹⁷⁾。

山本は鈴木への助けもあり、1980年4月、日本スペシャルオリンピックス委員会 (Japan Special Olympics Committee - JSOC) を設立した。翌1981年、日本国内初の第1回日本スペシャルオリンピックス全国大会が開催され (注3)、次いで1983年、米国ルイジアナ州で開催された第6回夏季国際大会に68名の日本人アスリートが派遣された¹⁸⁾。日本国内における全国大会は、1982年、83年、86年、87年と開催されたが、その後数年は開催されず、1990年及び91年に日本スペシャルオリンピックス全国大会と並んで精神薄弱者スポーツ全国大会という名称をつけて開催された。こうした経緯は、開催場所が第1回 (神奈川県藤沢市開催) を除き、東京と大阪の交互開催となったこともあいまって、地区組織と全国組織との調整、スペシャルオリンピックス関係者と知的障がい者関連事業関係者との関係、競技志向の考え方をめぐる意見の相違、そして資金難や人材難などの問題があったと推測される¹⁹⁾ (注4)。

そうした複雑な経緯もあって、1992年5月、JSOCは解散を決定した。他方、知的障がい者のスポーツ全国大会自体は、全国精神薄弱者スポーツ大会ゆうあいピック東京大会として、同年11月開催された²⁰⁾。

しかし、1982年に山本と出会い、スペシャルオリンピックスの精神に感銘し、1983年米国ルイジアナ州で開催された国際大会を目指して、スペシャルオリンピックス熊本準備委員会を結成した元体育教師の中村勝子は、JSOCの解散を受けて、その再生を志し、1992年、地元の有力者の支持を得るべく運動を再開した²¹⁾。中村は、細川佳代子と接触し支持を要請し、細川はこれに答えてスペシャルオリンピックス日本 (SON) の再生と設立に動いた²²⁾。

この経緯で注目しておかなければならない点は、上記の運動がいままで以上にスペシャルオリンピックス国際本部 (SOI) と密接に連携していたことである。そのことは、1992年10月のスペシャルオリンピックスについての説明会に SOI 局長のウイル・ホーエンドーフ氏が参加していること²³⁾や、国内の組織立ち上げが、1993年3月開催のオーストリア、ザルツブルクでの第5回冬季世界大会へのアスリート派遣と連動していたことにも示されている。ちょうどその頃、細川の夫護熙 (第79代内閣総理大臣) は新党を結成し、政界再編の中心人物となりつつあった。佳代子は、その回想録の中で、夫の政治運動の一環と見られないよう注意を払ったと述べており²⁴⁾、そのこと自体に誤りはないとしても、護熙の目覚ましい政治的台頭が、企業人やマスコミを始めとして、間接的に佳代子の進める運動の支持を広げる大きな支えとなったことは疑いないであろう²⁵⁾。

その結果 (1993年3月に設立されたスペシャルオリンピックス熊本に続き)、1994年

11月にSONが設立され、1995年には熊本で第1回スペシャルオリンピックス日本夏季ナショナルゲームが開催された²⁶⁾。

加えて、1995年1月の阪神淡路大震災をひとつの契機として全国的に盛り上がったボランティア活動への関心と参加の拡大、そして次第に高まりつつあった企業の社会貢献活動の強化といった社会的潮流が、その後のスペシャルオリンピックスムーブメントの拡大に寄与したものと考えられる。

3. スペシャルオリンピックスの意義

スペシャルオリンピックスの意義については、その原点あるいは歴史からも演繹できることではあるが、厳密に考えれば、知的障がい者のスポーツ活動の意味付けと、オリンピックに似た大会形式のイベントの持つ意味とに分けて考える必要があるだろう。

前者、すなわち、知的障がい者のスポーツ活動の意義については、第一に知的障がい者自身の健康維持の機能が挙げられよう。

この点については、知的障がい者本人ではなく、これを支える家族、ボランティア、コーチ、競技団体関係者などを対象とした調査ではあるが、抽出した五つの因子の中に、「健康・体力」因子があり、これは「健康維持に役立つ」、「体力向上につながる」などの項目との関連度が比較的高くなっていることからもうかがえるところである²⁷⁾。また、知的障がい者は、健常者に比べ肥満度の高い傾向があるとされ²⁸⁾、運動、とりわけ競技スポーツのような激しい運動を伴うものは肥満度の減少や健康維持につながるという見方を持つ者も少なくない。

また、主観的、客観的にみても、知的障がい者において、スポーツ活動による健康維持がとりわけ重要と考えられる事情がある。それは、知的障がい者の寿命が健常者に比べて短いこと、とりわけ、若年層における死亡率が高いこと²⁹⁾と関連していると考えられる。もとより、そうした短命や死亡率の高さが、運動不足と直接関連しているかどうかは検証が必要であり、また、運動の内容とりわけ競技スポーツを行うことが、娯楽や単なる運動を超えていかなる効果を持ち得るかは検証が必要である。確かに、定期的にトレーニングに参加しているアスリートの体力や個人技能が改善しているとの調査報告もあるが³⁰⁾、調査の対象が特定の種目に限られていることやアスリート（注5）のサンプル数が少ないことなどから見て、一般化できるかは問題であり、しかも、そうした競技能力の向上を、体力向上や健康への寄与と直接結び付けることができるかにも疑問がある。また、国内外の研究では、一般的に、知的障がい者の筋力や股関節の可動性が健常者と比べて低いという結果が出ているが³¹⁾、これをもって知的障がい者の運動不足の

証拠と見なし、運動の必要性を説くことは、論理的には、因果関係が逆であるとの見方もできるところであり、にわかには首肯しがたい。

しかしながら、スペシャルオリンピックスが知的障がい者の健康の維持をその目的の中心においていることは事実である。そのことはSOIの公式ホームページにおいて「われわれの目標は、アスリート、その家族、コーチ、ボランティアに至るまで、より健康で、栄養の取れた、健康的な生活スタイルをもたらすことだ」と述べられていることにも反映されている³²⁾。

競技大会方式をとることによって得られる参加アスリートたちの精神面への影響については、アスリート達の高揚された感情や自信を得るなどの点につき多くの経験談が語られてはいるが、それらはほとんど障がい者を見守る家族や友人、関係者の観察に基づくという限界がある。

他方、知的障がい者自身の自我意識の改革こそがスペシャルオリンピックスの目的であることについては、細川の次の言葉がこれを象徴している。「スペシャルオリンピックスで一番大切にしていることは、人に勝つことより、『昨日の自分に勝つこと』そして、『世界のナンバーワンよりも世界のオンリーワン』であること」という言葉である³³⁾。この点は、表現を若干変えれば、次のようなユニスの言葉と相通じているといえる。「スペシャルオリンピックスで大切なものは、最も強い身体や目を見張らせるような気力ではない。大切なのは各個人のあらゆるハンディに負けない精神である。この精神なくして勝利のメダルは意味を失う。しかし、その気持ちがあれば、決して敗北はない」³⁴⁾。このことは、裏を返せば、知的障がいのあるアスリートにとってのスペシャルオリンピックスの意味は、障がい者という自己規定からアスリートへと変化することにあるともいえる。

他方、スペシャルオリンピックスの意義は、障がい者自身に対する影響もさることながら、むしろ家族、友人をはじめ障がい者を支援する人々への影響にあるという点も無視できない。

知的障がい者との接触からは、支援する者と支援される者の間に双方向の「受益」があり、現代社会において多くの人が「忘れかけたもの」を思い起こさせてくれること（たとえば、純粋性、人なつっこさ、時間をかけて待つことの重要性など）であると説く人も少なくない³⁵⁾。

しかしながら、こうした影響は、知的障がい者との接触から得られるものであって、障がい者のスポーツ活動そのものから得られるものとは言い難く、スペシャルオリンピックスが、普段、知的障がい者と触れ合う機会のあまりない人々にその機会を与える結果としての影響であるとする、スペシャルオリンピックスの意義は、そうした機会

を多くの人々に与えるところにあるといえよう。それはスポーツの意義というよりも、知的障がい者が多く参加する大規模なイベントを組織することの意味であるともいえる。他分野の活動に比べ、スポーツ活動は、そうした触れ合いによる効果が素直に出やすいといえるかどうかの検証が必要であろう。

4. 競技への参加、競技種目及び競技方法についての特徴

(1) 競技への参加

スペシャルオリンピックスに参加できる者は、基本的には、知的障がい者であるが、ここでの「知的障がい者」とは、いかなる定義あるいは参加資格であるかがまず問題となる。

厚生労働省の健康情報サイト「e-ヘルスネット」³⁶⁾は、知的障がいを、「1. 全般的な知的機能が同年齢の子どもと比べて明らかに遅滞（知能検査による知的指数（IQ）70以下）し」「2. 適応機能の明らかな制限が」「3. 18歳未満に生じる」と定義している。

一方『スペシャルオリンピックス公式ゼネラルルール』³⁷⁾においては、次の条件を満たす者をスペシャルオリンピックスへの参加資格があるとしている。

- (1) 専門機関や専門家により知的発達に障害があると診断されている人。
- (2) IQテストや、所管の専門機関で一般的に用いられている認知の遅れを測る信頼のおける標準的な指標に基づいて、知的障害があると認められる人。
- (3) 知的障害に類する障害を持っている人

知的障害に類する発達の障害とは、一般学習（IQ等）や適応性（レクリエーション、仕事、自立した生活、自発性などで）に機能的制限がある場合を指す。しかし、その機能的制限が身体障害、行動障害、情緒障害、特定の学習障害や知覚障害に基づいている場合は、アスリートとしての資格はないが、ボランティアとしての参加資格はある。

したがって、スペシャルオリンピックスによる知的障がい者の定義は、単に医学的な要件だけではなく社会との関係も含まれており、その意味でも、医学的な言葉である「精神発達遅滞」（Mental Retardation）という言葉よりも、「知的障がい」（Mental Disabilities）という言葉の方が実態を表していると言われる³⁸⁾。なお、参加できる最低年齢は8歳以上とされており、6歳以上であれば認定プログラムには参加できる³⁹⁾。

大会への参加手続きについては、次のような形で行なわれる。まず、認定プログラム

(地区組織)に会員として登録してある者が、健康診断や家族の承諾などを得てアスリートとして登録し、その上で、公式および準公式競技のトレーニングへ最低8週間参加の上、地域ごとに行われる記録会に参加する。その後全国大会に出場し、その記録を基に世界大会への参加の有無が決められる(注6, 7)。

こうした参加手続きを見ても分かる通り、スペシャルオリンピックスにおいては、実際の試合に参加する前の練習あるいはトレーニング(プログラムと呼ばれることが多い)が重視されている。そこでは、競技自体の練習もさることながら、準備体操やジョギングなどが重視される⁴⁰⁾。「プログラム」は、単にアスリートの体力や運動能力を高めるためだけのものではなく、地域におけるスペシャルオリンピックスムーブメントの活性化、なかんずく、ボランティアの育成をも意図するものとされている⁴¹⁾。

(2) 競技種目

スペシャルオリンピックス夏季世界大会における実施競技数は、SOIの公式ホームページによると、1968年の第1回大会(シカゴ)⁴²⁾では4競技(陸上、競泳、水球、フロアホッケー)が行われ、1975年の第4回大会(マウントプレザント)⁴³⁾では10競技(バスケットボール、ボウリング、フロアホッケー、体操、5種競技、ソフトボール投げ、陸上、競泳、ダイビング、バレーボール)が行われたとの記載がある。また、2015年の第14回大会(ロサンゼルス)⁴⁴⁾においては、26競技(競泳、陸上、バドミントン、バスケットボール、ビーチバレー、ボッチ(SOボッチャ)、ボウリング、自転車、馬術、サッカー、ゴルフ、体操、新体操、ハーフマラソン、ハンドボール、柔道、カヤック、オープンウォータースイミング、パワーリフティング、ローラースケート、セーリング、ソフトボール、卓球、テニス、トライアスロン、バレーボール)の記録が報告されている。

このように、スペシャルオリンピックスでは、競技性の高い競技はもちろん、レクリエーションや体力向上をめざした競技、あるいは、日常生活上の運動と連動した形の競技も多く採用されているところに特徴があるといえよう。また、ボッチのように、身体障がい者のために開発されたスポーツも活用されており、幅広い構成となっている。さらに、種目の数についても、オリンピックやパラリンピックと異なり、ことさらに、数を制限しようとする動きはなく、種目の変動、加減も他の大会に比べ柔軟性がある(変動がある)ように見受けられる。

(3) 競技規則あるいはルール

スペシャルオリンピックスの特徴は、とりわけ競技ルールに表れていると言っても過言ではない。一口にいえば、それは、オリンピックやパラリンピックと比較すると、競

争性の導入について違いがある。そのひとつは、ディビジョニングと呼ばれるアスリートのグループ分けである。まず、男女のほかに、年齢別のグルーピングがある。例えば、2005年長野で開催された第8回冬季世界大会（以下、長野大会）での個人競技では、8～11歳、12～15歳、16～21歳、22～29歳、30歳以上のグループ分けが各競技について行われ、また、団体競技については、最年長のアスリートの年齢を基準に15歳以下、16～21歳、22歳以上に分けるという原則がとられた（ある年齢層のグループの出場者が多い場合にはさらにグループをつくるというルールがとられた）⁴⁵⁾。

そうした年齢別のグループ分けの後、各アスリートが、予選で出した記録を基に、できるだけ同レベルの競技能力のアスリートが同じグループに入るように振り分けられる。その場合、1グループの人数が3名以上かつ8名以下となるようにグループが組まれる。これは、3名以下では競争にならないという面があり、また8名以上となるとそのグループの中で競争能力の高い者と低い者との差が大きくなり、いくら頑張っても能力の低いものが上位になれない可能性が高くなると考えられているからである。言い換えれば、ほぼ同じ競技能力の者を小人数ずつ集めることにより、片や競争心を発揮させるとともに、誰でもそのグループで努力すれば上位になり得るようにするという考えに基づくものと見受けられる。

その結果、ソチでのパラリンピック冬季競技大会（2014）での「決勝」が72件、ハンティマンシースクでのデフリンピック冬季競技大会（2015）では31件であったのに比べ、長野大会（2005）では、決勝に相当するディビジョンの総計は661件に及んだ。⁴⁶⁾⁴⁷⁾⁴⁸⁾

こうした、スペシャルオリンピックス特有のディビジョニングは、競技の目的が、必ずしも他人と比較して良い成績を残すところにあるのではなく、自分の過去の記録と比べてそれ以上の成績を出すところにあるということが暗示されている。

しかしながら、こうした方式は、予選でことさら低い成績を残すことによって、競技能力の低いグループに入って競争し、上位に入ろうとする「ごまかし」を生むおそれがある。それを防ぐために、大会では、マキシマムエフォート（旧オネストエフォート）ルールと呼ばれる規則が適用される。すなわち、予選や事前提出記録より15パーセント以上成績が良い場合は、失格となるのである（もっとも、スキーのように天候状態が成績に大きく影響するような競技では、必ずしも15パーセントという数字にこだわらず、審判団の判断に委ねられることになっているとされる）⁴⁹⁾。

さらに特徴的なことは、健常者と共同で競技をするユニファイドスポーツ[®]⁵⁰⁾（注8）が取り入れられていることである。例えば、長野大会では、知的障がい者と健常者がペアを組んだフィギュアスケートや、クロスカントリースキーのリレー（障がい者2名、健常者2名）などが行われた⁵¹⁾。

(4) 表彰

上記のような、アスリート間の競争の態様についてのスペシャルオリンピックス独自の考え方は、アスリートの表彰にも表れている。

第一にアスリートはその出身国を代表するものではないという考え方に立ち、国家や国旗の掲揚は行われ⁵²⁾ない。また、成績の順位は発表されるが、一位、二位、三位にはメダル、四位から八位にはリボンを授与し、全員が表彰される。特別に努力したと見られるアスリートにおくる特別努力賞といった賞も作られている。例えば、1993年のザルツブルク大会のスケートに出場したある日本人アスリートは、予選で名前を3度呼ばれても椅子から立たず失格となったが、「決勝」に出場することを認められ、最下位ではあったが、特別努力賞を受賞した経緯がある⁵³⁾。

さらに、そもそも順位を競わない競技種目も存在する。例えば、Motor Activity Training Program (MATP) がそれである。これは、標準的なトレーニングや大会に参加できない重い知的障がいのある人たちのために特別に企画されたプログラムである。ここでは、簡単な障がい物を越えたり、ボールをかごに入れるといった各種の運動を組み合わせた活動が行われ、順位は決めず、いろいろな運動にチャレンジしたことに対するチャレンジアワードという賞が与えられることになっている⁵⁴⁾⁵⁵⁾。

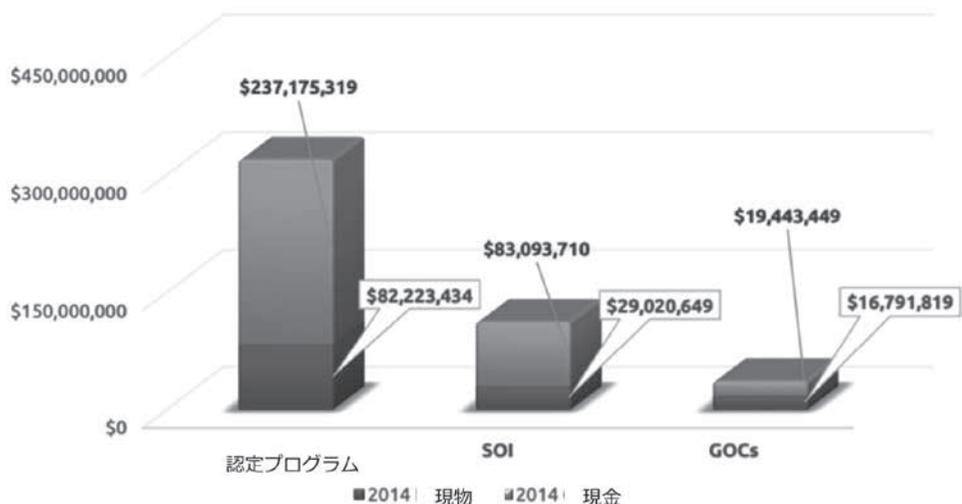
5. 組織と財政

スペシャルオリンピックスムーブメントを支える組織は、国際的には172の国にあり⁵⁶⁾(注9)、各国に地区組織がある⁵⁷⁾(注10)。全世界を統一する組織はSOI本部であるが、この組織は、大会運営や大会参加への環境整備という面もさることながら、地域におけるボランティアの育成や動員のためにあるという色彩が強い。

財政面では、2014年、SOIによって認定されたプログラムに対して得られた寄付収入は約3億1,900万ドルであった。しかし、そのうち約8,200万ドル分は、商品またはサービスの提供によるもの(現物提供)であり、ここにもスペシャルオリンピックスの特徴が表れている。

また、SOIの収入は約1億1,000万ドルであり、大会組織委員会(Games Organizing Committees, GOC)の収入は約3,600万ドルだった。以上を、現金、現物支給の区分を加えて図示すると次の通りとなる。

図1 2014年スペシャルオリンピックスムーブメント全体総収入内訳
TOTAL REVENUE (CASH and IN-KIND)



出典：Special Olympics International, 2015 Reach Report, https://media.specialolympics.org/resources/reports/reach-reports/2015_Special_Olympics_Reach-Report.pdf, (January 16, 2018), 26.

こうした財務構成から見ると、スペシャルオリンピックスムーブメントの中心は、世界大会の実施にあるのではなく、各国、各地域での各種プログラムの実施にあることが分かる。また、全体の現金収入のうち77%が北米地域からであることは⁵⁸⁾、スペシャルオリンピックスムーブメントが米国中心であることを示している。

6. 効果と影響

スペシャルオリンピックスがどのような効果あるいは影響を及ぼしているかについては、知的障がい者政策の観点、あるいは身体能力や社会への適応に関するスポーツ活動の位置付け、あるいはボランティア活動や企業からの寄付を奨励するための説得材料として、アメリカを中心に各種の調査研究が行われている。

しかしながら、スペシャルオリンピックスの効果や影響を考える場合、いかなる視点からのアプローチをとるかを明確にしておく必要がある。

第一に、そもそもスポーツ、中でも競技スポーツが、知的障がい者に与える影響の分析という観点があろう。第二に、スペシャルオリンピックス大会のような大掛かりな非日常性のあるイベントの効果という視点があろう。また、後者については、アスリート本人のみならず、アスリートを支援する家族への影響と社会全般への影響が問われねば

ならない。

(1) スポーツ活動自体のアスリートへの影響

知的障がい者については、前述したように、そもそも若年での死亡率の高さもあり、健康のための運動という点に意味があるとの見方が一般的である。事実、英国において異なる居住条件で暮らす500人の知的障がい者の健康維持のためには、運動が一番有効であると導き出している著名な研究もある⁵⁹⁾。また、対象を主としてダウン症の青少年に限定した研究ではあるが、精神面あるいは心理的側面への効果を検証した論文も複数に及ぶ。

これら多くの研究をとりまとめた Bartlo⁶⁰⁾らによると、どのような運動が、知的障がい者にとってどういった身体能力の向上に役立ったかについてまとめられており⁶¹⁾、その要点は次の通りである。

これらの研究の対象となった知的障がい者の年齢は、18歳から65歳前後にまで及び、運動の種類としては有酸素運動、ストレッチ、バランス運動などが対象になっており、運動時間は10分から45分程度、頻度は週3日程度、運動の継続期間は3ヶ月から6ヶ月程度となっている。得られた効果としては、不安の軽減、身体のバランス感覚の改善、生活の質（QOL）の向上、一般的な身体能力の改善、歩行距離の延長、生活への満足感の向上、耐久能力の向上、運動記録の向上などが、それぞれ違った論文で（重複も若干あるものの）結果として示されている。

こうした研究から、運動が、知的障がい者の身体あるいは運動能力の向上あるいは精神的満足感の向上に役立っていることが証明されているといえよう。しかしながら、これらの研究が対象としているのは、運動といってもレクリエーションか軽い体操に近いものが多く、競技スポーツの効果をすべて証明するものとは言い難い。また、これらの研究は、健常者との比較をしていないものがほとんどであり、かつ、対象とした人数が、10名から50名程度に限られており、どこまで一般化し得るかには若干疑問もある。また、スペシャルオリンピックスの世界大会参加者は、数年間トレーニングを積んでいる者が多く、長期間に渡る効果をどう測定するかは、周囲の環境の変化など種々の要因を勘案せねばならず、評価は一層困難であろう。

しかしながら、知的障がい者が抱える問題は、身体あるいは運動能力の欠陥にあるというよりも、むしろ運動する機会に恵まれていないことにあると考えると、スペシャルオリンピックスの効果を全く違った角度から間接的ながら考証することも意味がある。例えば、スペシャルオリンピックス大会の開催によって、知的障がい者がスポーツ活動を行なう機会の少なかった国々において、障がい者にスポーツ、とりわけ地域あるいは

全国大会へ参加するチャンスを増やしているかどうかについて検証すべきとの意見もあり得よう。この点を考慮すると、次の統計のように、アフリカやアジア（東アジアを除く）において、米国や欧州などに比べ、スペシャルオリンピックスへの参加アスリート数が、（不安定な政治情勢と紛争の長期化の目立つ中東を除き）増大していることは、開発途上地域におけるスペシャルオリンピックスの効果（スポーツへの参加機会の提供）を間接的に推測させるものといえよう。

表1 アスリート増加率（%）（2011年から2015年）

アフリカ	14.9
アジア大洋州	9.1
東アジア	2.2
欧州	-1.4
南米	2.3
中東、北アフリカ	-0.5
北米	0.2

出典：Special Olympics International, 2015 Reach Report, https://media.specialolympics.org/resources/reports/reach-reports/2015_Special_Olympics_Reach-Report.pdf, (January 16, 2018), 6.

(2) スペシャルオリンピックスへの参加がアスリート本人に与える影響

上記の点とも関連して、運動一般ではなく、あくまでスペシャルオリンピックスがアスリートに与える影響については、アスリートの態度を観察した家族、コーチ、大会関係者などの評価では、通常次のような点が指摘されている。すなわち、スペシャルオリンピックス大会へ参加することによって、アスリートは自信をつけ、自尊心を強めることができ、それとあいまって、満足感なり幸福感を持つことができるといった点である⁶²⁾。

この点を検証する一つの方法として、スペシャルオリンピックス日本設立20周年を記念して刊行された研究報告書『スペシャルオリンピックス日本20年の検証』⁶³⁾は、次のような前提と方法で調査研究を行っている。すなわち、知的障がい者にとってのスペシャルオリンピックスの意味を自己表現の場あるいは手段と捉え、そうした前提で、スペシャルオリンピックスがアスリートに及ぼす効果や影響に関し、アスリートの家族、コーチ、ボランティアなど約1,200人を対象に22の項目のアンケート調査を行った。その結果、大きく三つの効果、すなわち①社会的効果（日常生活の動作やコミュニケーション機能の向上など）、②心的・精神的効果（満足感や自信の向上など）、③身体的効

果（体力の向上など）に分類できることが分かったとされる⁶⁴⁾。

また、米国においてセーリングあるいはカヤックに参加したアスリートの両親にインタビューし、スペシャルオリンピックスに参加していないアスリートの両親の反応と比較した結果として、幸福や自尊心の向上につき、参加の意義を示すような数値間の相違が見出されている⁶⁵⁾。

他方、スペシャルオリンピックスへある一程の期間以上参加しても、参加者の自尊心や自信の向上にそれほど役立っていないという研究結果も見られ⁶⁶⁾、そうした結果がなぜ起こるのかについては、もともと何かの活動によって周囲に比べて自信を得ているアスリートは、スペシャルオリンピックスに参加したからといってとりわけ自信や自尊心を向上させないことも考えられ、当初の意識の程度を計測しておかなければならないという意見、あるいは、スペシャルオリンピックスへの参加や参加期間の長さ、頻度などよりも、表彰を受けたか、順位はどうだったかなどの「達成度」が、アスリートの意識に大きな影響を与えているのではないかと言った見解もある。また、カナダ、オンタリオスペシャルオリンピックス各支部会員の内49名のアスリートを対象に、42ヶ月に亘ってスペシャルオリンピックスが与える効果を調査した結果では、42ヶ月の間に活動に参加した時間や成果の程度（たとえば表彰の有無など）が高まるほど、自尊心の程度も高まっているとの結果が出たとされている⁶⁷⁾。

また、米国内の大会でメダルを受けたアスリートだけを対象にした調査ではあるが、スペシャルオリンピックスへの参加が、参加していない者に比べ、自尊心と社会性が改善したことを示しているという研究も存在する⁶⁸⁾。

問題は、こうした研究においては、スペシャルオリンピックスへの参加が、アスリートに自尊心や社会性において良い効果を与えたとしても、その真の理由が、非日常性の刺激のせい、スポーツ活動のせい、あるいは、社会的接触の増加のせい、あるいは競争的要素の導入された活動への参加の刺激のせい、詳細な決定要因の分析にまで及んでいるものがほとんどとみられないことである。

(3) スペシャルオリンピックスとアスリートの家族

知的障がい者のスペシャルオリンピックスへの参加は、家族を中心とするサポート、あるいは、第三者の助けが必要である。またアスリート本人にとっての参加効果も、通常、家族を中心とした人物への設問と回答に基づく調査がほとんどである。そうした背景から、スペシャルオリンピックスの影響および効果については、アスリート本人もさることながら、母親など家族への影響を評価する試みがなされてきた。その場合、第一に明らかにされるべき点は、そもそも家族、とりわけ親はいかなる効果をスペシャルオ

リンピックに期待して子どもを参加させようとしているのか、その動機であろう。

それについては、ブラジルとアルゼンチンなど数ヶ国を比較した研究があるが、それによれば、アルゼンチンにおける130の家族へのインタビューの結果として、最優先課題あるいは目的として、26%がアスリートの自尊心や自信の向上を目的として挙げ、また36%が社会性の向上あるいは他人との関係の深化をあげており、健康のためとの回答は22%、スポーツ能力の向上をあげているものは17%であった⁶⁹⁾。ほぼ同じような結果は、ブラジルについても得られている⁷⁰⁾。

親は、スペシャルオリンピックスへの実際の参加の結果をどう評価しているかについては、米国において120人のアスリートの家族（母親104, 父親49, 兄弟姉妹38）にインタビューし、次表のような結果が得られている。

表2 スペシャルオリンピックスがアスリートに与える効果
ないし利点に関するアスリートの両親の見方

カテゴリー	%	具体的内容	個々の時事例（一部のみ例示）
社会的効果	69%	社会的接触の増大 社会性の向上	たくさん友達を作った 一番大きかったのは社会的側面
自己概念	35%	自尊心の向上 達成感	自信が一層ついた 自分に何ができるかが分った 独立心が増した
参加	34%	地域社会へのとけこみ 新しい経験 インクルージョン	一緒にやりたいという意識がみられた 社会の一部だという意識を持った
身体	29%	健康の向上 運動能力の向上	ダウン症の少年にしては体調が良い 運動能力の改善に役立った

出典：Kersh, J. and Siperstein, G. N., 2015, "The Positive Contributions of Special Olympics to the Family," *Journal of Intellectual Disabilities*, 20(4), 14-15. (筆者仮訳)

しかしこれらの調査は、あくまで、家族がアスリート本人への効果をどう評価しているかを調べたものであり、ここでは家族と障がい者が同一化されている。言い換えれば、家族への効果ないし影響がアスリートへの効果によって代替されているともいえる。そうした「同一化」をさけるため、知的障がい者の家族（この場合、母親）が、日ごろからストレスや孤立感を感じているとの前提で、母親自身がそうしたストレスや感情から解放される上で、子どものスペシャルオリンピックスへの参加がどこまで効果をもっているかを立証しようとした研究も存在する。その場合、そもそも、母親が子どもとの関係でストレスを感じている度合いが強くないほど、スペシャルオリンピックスに障がいのある子どもを参加させる頻度が高いという結果がみられるとされるが⁷¹⁾、これが、参

加の「結果」と連動しているのか、参加の「動機ないし意欲」と連動しているのかという因果関係については、明白ではない。また、実際に子どもがスペシャルオリンピックスに参加した結果として、母親のストレスや孤立感が、子どもの参加以前あるいは参加の当初と比べて、減少したかには疑問が残るとした調査結果も存在する。

いずれにしても、スペシャルオリンピックスは、それに参加する親にとっても、(例え当初はかえってストレスの増大につながるとしても、少なくとも継続するうちに)ある種のレクリエーション効果を持つとも考えられ、また、他の同じ悩みや問題を抱える親との交流、引いては一定の社会的ネットワークの形成、さらには世論形成への影響など、母親本人への何らかの積極的効果よりも、むしろスペシャルオリンピックスが世論喚起のための触媒になり得るところに、また、それを意識して己を鼓舞するところに、親にとってのスペシャルオリンピックスの真の意味があると考えられることもできよう⁷²⁾。

7. スペシャルオリンピックスと社会—知的障がい者に対する見方と態度への影響—

上記の家族への影響は、いわば、アスリートへの影響と社会一般に対する影響の接点に位する問題ともいえる。

もとより、アスリートへの影響が家族への影響につながり、それが友人や地域住民、さらには社会一般の知的障がい者に対する見方や態度に波及することは当然考えられ、これらの複数階層においてスペシャルオリンピックスムーブメントの効果は連動しているともいえる。

そうした前提のもとに、スペシャルオリンピックスが健常者の意識に及ぼす影響については、多くの「逸話」が語られている。例えば、スペシャルオリンピックスムーブメントの一環として知的障がい者の競技を見学したある中学生の反応として、次のような例が語られている⁷³⁾。

「わたし、わかったことがあります」

泉 (いずみ) さんがいう。

「さっきの、電車の中のことだけ」

電車の中で障害のあるわが子がさわいだときのことだ。

「さわいでいるのに、あんがにお母さんは平気な顔をしている。わたし思ったことがありました、だれかがとめてくれるのを待ってるのかなあ、なんて」

お茶のペットボトルをひとくち飲んで、

「そうじゃないというのが、わたし、よくわかった。その子にとったら、ちっと

も異常なことじゃないの、あのさわざは。何かあらわそうとしているんだ。だから、お母さんがおろおろしちゃったら、その子はどうしようもなくなっちゃう、だから」

お母さんがその子を信頼しているということを態度で示さないといけないのだ、と泉さんは想像する。

この逸話は、2004年6月東京で開催された第1回フロアホッケー競技会を見学した少女の反応であり、知的障がい者とその家族に対する対応において周囲の者が留意すべき点を少女が認識したことを意味しており、スペシャルオリンピックスに関連する行事の社会的意味を暗示するものといえる。

これより一層複雑な社会的反応は、ボランティアに関するものが挙げられる。スペシャルオリンピックスの特徴の一つとして、多くのボランティアの参加があり、長年スペシャルオリンピックスに参画してきたある医師が、次のような意見を述べていることにも注目される⁷⁴⁾。「現在のスペシャルオリンピックスは、ボランティアの方がだんだんよいプロ意識を持ってきていると思います。しかし、ここでひとつ杞憂することは、積極的でない人、動かない人に対して少し批判的になる傾向があるということです。こうなると、『誰でもできる活動』という理念から離れてしまう危険があります。私は、もっとアマチュア、素人でいいと思うのです。」というコメントにおいては、スペシャルオリンピックスに参加した結果、障がい者スポーツボランティアの在り方について、より深い考えに至ったことが暗示されており、スポーツボランティアの在り方を規定する上で、スペシャルオリンピックスが持つ（または持ち得る）価値を暗示しているともいえよう。

他方、スペシャルオリンピックスの社会的影響を測る基準として、トレーニングあるいは大会の前後と比較して、一般社会の知的障がい者に対する見方が変化したかどうかという問いに対するアンケート調査結果を分析することも必要である。この場合、回答者を、知的障がい者あるいはその家族自身にするケースと、健常者とするケースと両方が存在する。前者の方法に基づくものとしては、例えば、Weiss⁷⁵⁾らの調査結果がある。この研究によれば、オンタリオスペシャルオリンピックス（大会及びそれに至るトレーニング）参加者のうち、メダルを獲得したものについては、社会の受容度が高まったという認識を示したという⁷⁶⁾。

この結果は、スペシャルオリンピックスが知的障がい者の社会的受容に貢献していることを示すともいえるが、その場合、メダルの獲得というある種の達成が、自他ともに障がい当事者を社会的に評価する源になっただけであって、スポーツイベントとしての

スペシャルオリンピックス自体が知的障がい者の受容度を高めたとは一概にいえないと
いう見方もあり得よう。現に、2ヶ月間スペシャルオリンピックスに参加したアスリー
ト及び家族へのインタビュー結果として、参加前と参加後を比較して、知的障がい者へ
の社会的受容度が高まったとの見方は明白には出ていないとの結論を出している調査研
究も存在する⁷⁷⁾。

他方、健常者の認識については、スペシャルオリンピックス学校連携プログラムが生
徒の知的障がい者への意識をどのように変化させたかに関し、障がい者の運動能力、イ
ンクルージョンなど数項目について調査した研究によれば、プログラム前後において、
健常者側のインクルージョンへの積極性の向上はほとんどみられなかったとされる⁷⁸⁾。
また、この調査においても、受講者の意識変化を促す要因としては、知的障がい者との
会話体験が最も重要であるとの見方が示されており⁷⁹⁾、スペシャルオリンピックスムー
ブメントの社会的意義は、知的障がい者と健常者との間の直接的接触の機会を提供する
ところにあり、スポーツ活動は、あくまでそのための触媒に過ぎないとの見方も可能で
あろう。

いずれにしても、知的障がい者の社会的受容についての意識の変化は、スペシャルオ
リンピックスそのものではなく、知的障がい者との職業上での接触の有無や居住地域に
おける知的障がい者の関わりなど各種の要因によるものと考えらるべきであろう。また、
そもそも、知的障がい者の社会的受容が相当進んでいる地域あるいは国においては、か
えって、スペシャルオリンピックスが社会的受容度に影響する度合いは低いことも考え
られる。いずれにしても、スペシャルオリンピックスの社会的効果は、直接的なもので
はなく、各種の決定要因に刺激を与える触媒的機能にあるといえるのではなからうか。

8. スペシャルオリンピックスの課題と問題点

スペシャルオリンピックス大会及びそれに至るまでの一連の活動が、アスリート、そ
の家族ひいては社会全般に与える効果や影響については、いろいろ留保付きではあつて
も肯定的研究結果が多い。しかしながら、スペシャルオリンピックスの運営方法の是非、
あるいはその活動の社会的意味付けにおいて、否定的要素が有る（または有り得る）と
の指摘も無視できない。

こうした指摘は、大まかに言って、二つの次元に分けることができる。一つは、運動
競技への参加者あるいはアスリートへの効果についての指摘である。

スペシャルオリンピックス大会及びそのトレーニングにおいては、どうしても特定の
競技における競技能力（たとえばボールを早く投げること）の向上に力点が置かれがち

になるため、社会への適応能力の習得がおろそかになるのではないかという危惧がある⁸⁰⁾。

二つ目として、健常者への影響については、スペシャルオリンピックスにおいて年齢別クラス分けが行われているとはいえ、同一大会なり行事に成人も未成年者も同じく参加しているため、知的障がい者へのステレオタイプの社会観念とあいまって、知的障がい者をいわば子ども扱いする風潮を持続させかねないという批判もある⁸¹⁾。

スペシャルオリンピックスの社会的効果に関しては、スペシャルオリンピックスは、知的障がい者を特別扱いすることにより、そうした障がい者は自分たちとは違うとの観念を健常者の心に深めかねないという懸念があるとの指摘もある⁸²⁾。さらに、類似の批判として、スペシャルオリンピックスは、障がい者を一人の人間としてみるよりも障がい者として捉える見方を助長しかねないとする意見もある⁸³⁾。

しかしながら、こうした意見や批判は、およそどの障がい者スポーツ大会、またはそれに至る活動についても当てはまる批判であり、常に健常者と合同でなければ障がい者のスポーツ活動を奨励できないのかといった現実的な見地からの反論に合うであろう。

いずれにしても、スペシャルオリンピックスの課題と問題点の整理は、まず、(1)知的障がい以外の障がい者にとってのスポーツ活動の意味と比較して、知的障がい者にとって特別に意味がある理由があればその分析、(2)スペシャルオリンピックスの内容ないし側面（多くの人と社会的接触の機会が得られるという側面、スポーツを楽しむ習慣ができるという側面、スポーツを楽しむ機会を得ること自体に意味があるという側面、あるいはまた、競争に勝つ、表彰される、自己の記録を更新するといった「達成感」こそが重要だとする側面など）に踏み込んだ因子分析、(3)知的障がい者の場合、美術、工芸活動に特異の才能を発揮する者が少ないことを鑑みれば、障がい者の自立心の育成や社会へのいわゆるインクルージョンのための触媒として、芸術活動とスポーツ活動との違いと類似点についての分析、(4)スペシャルオリンピックスのみならず、デフリンピックやパラリンピックが存在している現在、これらをできるだけ融合あるいは統一することが望ましいのか、あるいは、それぞれのアイデンティティーを強化することが望ましいのか、また、健常者のスポーツ活動との連動あるいは連結の是非の分析、(5)スペシャルオリンピックスが、歴史上の理由もあって、極めてアメリカ的色彩と思想によって行われていることによる偏向の有無と程度等について更に調査研究されねばならないであろう。

なお多くの研究者は、パラリンピックやデフリンピックのように障がい者自身が、組織の上層部に存在するのは対照的に、スペシャルオリンピックス組織では、組織の幹部がすべて健常者で占められていることに批判的意見を述べる者も多いといわれる⁸⁴⁾。

しかしながら、この点は、他の障がい者スポーツ団体の多くについても、程度の差こそあれ存在する問題であり、また、コーチや指導者の養成と障がい者の雇用あるいは活用をどう組み合わせるかの問題も絡んでおり（また、知的障がい者の場合、社会への発信を家族、友人に頼る程度が高いため）現状批判だけでは意味が乏しい。

以上を概観すると、スペシャルオリンピックスをめぐる課題あるいは問題点の多くは、程度の差こそあれ、パラリンピックやデフリンピックの在り方とも密接に関連した問題であるといえよう。

脚注

- (1) ユニスは、サタデー・イブニング・ポスト誌への寄稿の中で、ローズマリーは正常分娩による出産であったとし、ケネディ家の兄弟姉妹たちは、ローズマリーとできるだけ一緒に行動していたと述べている。
- (2) こうした転換の主な要因としてジョセフ・ケネディの妻ローズの影響とユニス・シュライバーの影響を指摘しているが (Shorter, 2000)、この時期のユニスの活動の影響は限られていたと考えられ、ローズの影響も、必ずしも明白な裏づけはなく、むしろ、ケネディ家全体の政治的意図が、知的障がい者支援に焦点をあてる方向へ傾いていたと考えるほうが自然と思われる。
- (3) 1980年に設立され、1992年に解散した日本スペシャルオリンピックス委員会は、末尾に「ス」はつけていなかったが、その後、1994年に設立されたスペシャルオリンピックス日本は、オリンピックスという「ス」をつけた名称となっている。これは、スペシャルオリンピックスに関連する運動が世界大会だけでなく日常的トレーニング、さらにはボランティア活動なども含め、多岐に渡っていることを象徴するためとしているようである (井上, 2016)。しかしながら、そもそも英語では、Olympic という言葉は、通常形容詞として使われ、いわゆる日本で使われている「オリンピック」を示すときは、Olympic Games、あるいは、Olympics と言われている点に留意する必要がある。
- (4) スペシャルオリンピックスムーブメントのため尽力していた山本は、理事長を務めていた聖ミカエル学院の経営悪化の責任を取らされた結果、その活動から手を引いたとされている (遠藤, 2004)。その後、スペシャルオリンピックス日本が再建されるまでの経緯をみると (井上, 2016)、山本や鈴木などの草分けの人材の考え方や、資金面や活動面で全国的かつ国際的に運動が広がる過程で、運動を支持することになった政治家や企業人などの考え方の違い、さらにはワシントン D.C. の SOI の戦略と日本の体制との溝などの問題が複雑に絡んでいたのではないかと想像される。そのことは例えば、SOI の幹部の訪日時期と日本における運動の転換とが連動していることにも暗示されているかのように思われる。遠藤の鈴木へのインタビューにあるように (遠藤, 2004)、日本スペシャルオリンピックス委員会の解散から新たな組織の立ち上げに至る経緯は、日本側の関係者に関する限り、かなり浮き彫りにされているが、SOI 関係者の関与の程度と態様も今後さらに分析する必要があるように思われる。
- (5) スペシャルオリンピックスでは、活動に参加する「知的障がい選手」をアスリートと呼んでいる。
- (6) スペシャルオリンピックスでは、大会により参加枠が割り当てられる。上位レベルの競技会に参加する資格は、各ディビジョンにおいて1位になったアスリートに優先権が与えられ、参加枠を超える場合、無作為抽選によって選出される。1位のアスリートだけでは参加枠を満たさない場合、2位のアスリートで無作為抽選が行われる。以降もこの手順を繰り返して選出されるため、オリンピックのように最も良い記録を残したアスリートだけに参加枠が与えられるわ

けではない。

- (7) スペシャルオリンピックス参加手続きについて、各種資料から筆者がまとめたものであるが、以上の手続きの概略を図表化したものは、(木谷, 1997) にまとめられている。
- (8) ユニファイドスポーツ® は、SO アスリートと知的障がいのないアスリート (パートナー) を組み合わせ、一緒にトレーニングや競技をおこなうプログラムである。SO アスリートとパートナーの年齢と競技レベルは同程度であり、SO アスリートとパートナーの割合は、スポーツルールに従い、競技ごとに定義される (2016A, 公益財団法人スペシャルオリンピックス日本)。
- (9) スペシャルオリンピックスは、オリンピックとは異なり、国別対抗ではないため、必ずしも国として独立していない「国」や地域の組織をそのまま組織として認めており、国別の組織数はその定義にもよる。また、SOIの公式ホームページにおける各国の連絡先リストでは、アメリカ合衆国の州のオフィスは、カナダなど北米の「国」のオフィスと同格に扱われている。
- (10) 公益財団法人スペシャルオリンピックス日本の公式ホームページ「スペシャルオリンピックスとは」によれば、日本では47都道府県に地区組織があるとされる。

引用参考文献

- 1) The Saturday Evening Post, "Hope for Retarded Children," September 22, 1962.
- 2) 細川佳代子, 2009, 『花も花なれ, 人も人なれ』, 角川書店, 119-120.
- 3) Shorter, E., 2000, The Kennedy Family and the Story of Mental Retardation, Temple University Press, 31-33.
- 4) *Ibid.*, 57.
- 5) *Ibid.*, 41, 94.
- 6) *Ibid.*, 87.
- 7) *Ibid.*, 85.
- 8) *Ibid.*, 137.
- 9) *Ibid.*, 34.
- 10) *Ibid.*, 123.
- 11) *Ibid.*, 35-36.
- 12) *Ibid.*, 42.
- 13) *Ibid.*, 45.
- 14) *Ibid.*, 122.
- 15) *Ibid.*, 129-131.
- 16) 小森亜紀子, 2013, 『スペシャルオリンピックスがソーシャル・インクルージョンに果たす役割・学校連携プログラムにおける交流経験を中心に』, 風間書房, 82.
- 17) 遠藤雅子, 2004, 『スペシャルオリンピックス』, 集英社, 113-114.
- 18) スペシャルオリンピックス日本研究チーム, 2014, 『スペシャルオリンピックス日本20年の検証』, 公益財団法人スペシャルオリンピックス日本, 73.
- 19) 井上明浩, 2010, 「2009スペシャルオリンピックス冬季世界大会の状況と今後の国内の展望」, 金沢星稜大学人間科学研究, 3(2), 58.
- 20) 同上, 58.
- 21) 中村勝子, 2005, 『カッチンが行く!』, 熊日出版, 48-50, 70-77.
- 22) 細川, 2009, 前掲書, 122-124.
- 23) 熊本日日新聞, 「熊本市で知的発達遅滞者のスポーツの祭典『スペシャルオリンピックス』の説明会。熊本開催を呼びかけ」, 1992年10月24日.

- 24) 細川, 2009, 前掲書, 152.
- 25) 同上, 157.
- 26) 熊本日日新聞, 「熊本市で『スペシャルオリンピックス日本』全国組織の発足式。知的障害者スポーツを支援」, 1994年11月28日.
- 27) 田引俊和, 松本耕二, 渡邊浩美, 2013, 「知的障害のある人たちがスポーツ活動に参加する理由」, 『北陸学院大学・北陸学院大学短期大学部研究紀要』, 6, 141-148.
- 28) スペシャルオリンピックス日本研究チーム, 前掲書, 14.
- 29) 後藤邦夫, 2003, 「『知的発達障害』という障害の理解」, 太宰由紀子編『ゆっくりゆっくり笑顔になりたい』, スキージャーナル株式会社, 61.
- 30) スペシャルオリンピックス日本研究チーム, 前掲書, 17.
- 31) 同上, 15.
- 32) Special Paralympics International, “What We Do,” https://www.specialolympics.org/Sections/What_We_Do/What_We_Do.aspx?src=navwhat, (January 16, 2018)
- 33) 細川, 2009, 前掲書, 130.
- 34) NPO 法人2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会・長野 (SONA), 2005, 『2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会公式報告書』, 17.
- 35) 太宰編, 前掲書, 17-18.
- 36) 厚生労働省, 「e-ヘルスネット(情報提供)」, <https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/heart/k-04-004.html>, (2018年1月25日).
- 37) 公益財団法人スペシャルオリンピックス日本, 2016A, 『スペシャルオリンピックス公式ゼネラルルール2012年版』, 13.
- 38) 木谷秀勝, 1997, 「『スペシャルオリンピックス』の現状と今後の方向性に関する一考察」, 『九州女子大学紀要』, 34(1), 12.
- 39) 公益財団法人スペシャルオリンピックス日本, 2016A, 前掲書, 13.
- 40) 植松二郎, 2004, 『今日もどこかでスペシャルオリンピックス』, 佼成出版社, 34-36.
- 41) 細川佳代子, 2002, 「スペシャルオリンピックスを知っていますか?」, 春風社編集者編『花と人の交響楽: スペシャルオリンピックスから共生自立の丘へ』, 春風社, 14-15.
- 42) Special Olympics International, “What We Do,” https://www.specialolympics.org/Sections/What_We_Do/History/History_1960s.aspx, (January 17, 2018)
- 43) Special Olympics International, “What We Do,” https://www.specialolympics.org/Sections/What_We_Do/History/History_1970s.aspx, (January 17, 2018)
- 44) Special Olympics International, “Sports and Games,” <https://www.specialolympics.org/gms/#/g/269NEG250LG6LVSS/event/sw/AQ25BK>, (January 17, 2018)
- 45) NPO 法人2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会・長野 (SONA), 前掲書, 57.
- 46) International Paralympic Committee, “Results, Rankings & Records,” <https://www.paralympic.org/sdms/hira/web/competition/sochi-2014>, (January 18, 2018).
- 47) The 18th Winter Deaflympics, “Deaflympics Games Medal standings,” <http://ugra2015.com/>, (January 18, 2018).
- 48) NPO 法人2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会・長野 (SONA), 前掲書, 57.
- 49) 公益財団法人スペシャルオリンピックス日本, 2016B, 『スペシャルオリンピックススポーツルール2016』, 13.
- 50) 同上, 23.
- 51) NPO 法人2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会・長野 (SONA), 前掲書, 59.
- 52) 井上, 前掲書, 60.
- 53) 細川, 2009, 前掲書, 134-138.

- 54) 太宰編, 前掲書, 12.
- 55) 公益財団法人スペシャルオリンピックス日本, 2016A, 前掲書, 23.
- 56) Special Paralympics International, "What We Do," https://www.specialolympics.org/Sections/What_We_Do/What_We_Do.aspx?src=navwhat, (January 19, 2018).
- 57) 公益財団法人スペシャルオリンピックス日本, 「SON について」, <http://www.son.or.jp/about/organization.html>, (2018年1月16日).
- 58) Special Olympics International, 2015 Reach Report, https://media.specialolympics.org/resources/reports/reach-reports/2015_Special_Olympics_Reach-Report.pdf, (January 16, 2018), 26.
- 59) Robertson, J., Emerson, E., Gregory, N., Hatton, C., Turner, S., Kessissoglou, S., and Hallam, A., 2000, "Lifestyle Related Risk Factors for Poor Health in Residential Settings for People with Intellectual Disabilities," Research in Developmental Disabilities, 21, 469-486.
- 60) Bartlo, P. and Klein, P. J., 2011, "Physical Activity Benefits and Needs in Adults With Intellectual Disabilities," American Journal on Intellectual and Developmental Disabilities, 116(3), 221.
- 61) *Ibid.*, 224-227.
- 62) Dowling, S., Hassan, D., and McConkey, R., 2012, The 2011 Summer World Games Experience for Special Olympics Athletes and Coaches, Special Olympics International, 43.
- 63) スペシャルオリンピックス日本研究チーム, 前掲書.
- 64) 同上, 34-37.
- 65) Glidden, L. M., Bamberger, K. T., Draheim, A. R., and Kersh, J., 2011, "Parent and Athlete Perceptions of Special Olympics Participation," American Journal on Intellectual and Developmental Disabilities, 49(1), 37-45.
- 66) Ninot, G., Bilard, J., and Sokolowski, M., 2000, "Athletic Competition: a Means of Improving the Self-Image of the Mentally Retarded Adolescent?" International Journal of Rehabilitation Research, 23, 111-117.
- 67) Weiss, J. and Bebko, J., 2008, "Participation in Special Olympics and Change in Athlete Self-Concept Over 42 Months," Journal on Developmental Disabilities, 14(3), 1-8.
- 68) Dykens, E. M. and Cohen, D. J., 1996 "Effects of Special Olympics International on Social Competence in Persons with Mental Retardation," Journal of American Academy of Child and Adolescent Psychiatry, 35(2), 223-229.
- 69) Harada, C. M., Parker, R. C., and Siperstein, G. N., 2005, A Comprehensive Study of Special Olympics Programs in Latin America, University of Ulster, https://www.specialolympics.org/uploadedFiles/LandingPage/WhatWeDo/Research_Studies_Description_Pages/A%20Comprehensive%20Study%20of%20Special%20Olympics%20Programs%20in%20Latin%20America_web%20version.pdf, (January 16, 2018), 13.
- 70) *Ibid.*, 26.
- 71) Weiss, J. A. and Diamond, T., 2005, "Stress in Parents of Adults with Intellectual Disabilities Attending Special Olympics Competitions," Journal of Applied Research in Intellectual Disabilities, 18, 263-270.
- 72) Weiss, J. A., 2008, "Role of Special Olympics for Mothers of Adult Athletes With Intellectual Disability," American Journal of Mental Retardation, 113(4), 241-253.
- 73) 植松, 前掲書, 86.
- 74) 井上誠一, 「おもな障害とスポーツ時の注意点」, 太宰編, 前掲書, 134.
- 75) Weiss, J., Diamond, T., Demark, J., and Lovald, B., 2003, "Involvement in Special Olympics

and its Relations to Self-Concept and Actual Competency in Participants with Developmental Disabilities,” Research in Developmental Disabilities, 24, 281-305.

- 76) *Ibid.*, 293.
- 77) Weiss and Bebkco, *op. cit.*, 5.
- 78) 小森, 前掲書, 164.
- 79) 同上, 165-166.
- 80) Storey, K., 2004, “The Case Against the Special Olympics,” Journal of Disability Policy Studies, 15(1), 35-42.
- 81) Fleischer, D. D. and Zames, F., 2011, The Disability Rights Movement: From Charity to Confrontation, Temple University Press.
- 82) Johnson, M., 2003, Make Them Go Away: Clint Eastwood, Christopher Reeve and the Case Against Disability Rights, Advocado Press.
- 83) Orelove, F. and Moon, M., 1984, “The Special Olympics program: Effects on Retarded Persons and Society,” Arena Review, 8(1), 41-45.
- 84) Storey, *op. cit.*, 39.

Research Note on the Special Olympics

Kazuo OGOURA

It is difficult to find a comprehensive textbook in Japanese on the Special Olympics which can be used as a starting point for further academic studies on various aspects of the Special Olympics, although there exist some books based on the personal experiences of participants or journalistic interviews with participants, and some articles on particular problems related to the Special Olympics such as the effects of sports activities on the health of children with intellectual disabilities.

In view of this, and for the purpose of comparing the Special Olympics with the Paralympics, The Nippon Foundation Paralympic Support Center's Paralympic Research Group has carried out research on various aspects of the Special Olympics which can be used as a basis both to increase public knowledge on the Special Olympics and to lay the ground in Japan for encouraging further academic studies on this subject.

The research is composed of the following eight parts:

- (1) Origin of the Special Olympics
- (2) How the Special Olympics Movement Started in Japan
- (3) Social Significance of the Special Olympics
- (4) Criteria for Participation, Sports and Features of Events
- (5) Organization and Finance
- (6) Effects and Impacts
- (7) Wider Social Impacts
- (8) Current Problems and Tasks for the Future

A more detailed summary in English will be available in the next issue of the Journal of the Paralympic Research Group.